

第 2 1 節 行方不明者の搜索、死体処理及び埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者)の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬等の処置は村長が行う。なお、行方不明者の搜索は消防対策班が所轄警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、遺体の収容、処理及び埋葬等は総務対策班及び福祉対策班が担当する。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明相談所の開設

総務対策班は村役場庁舎へ行方不明相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票(別紙様式 1)を作成する。その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については搜索者名簿(別紙様式 2)を作成し、消防対策班へ送付する。

(2) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防対策班に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。

(3) 捜策の方法

捜策にあたっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 行方不明者発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

搜索隊が発見した遺体は、速やかに医師の検案を受け、警察官及び海上保安官による遺体見分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等適当な施設に搬送・収容するものとする。その際は、遺体調書(別紙様式 3)を作成する

ものとする。

(3) 医療機関等との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、前もって福祉対策班と医療機関等との連絡をとるものとする。

4 遺体の安置及び処理

(1) 遺体の処理手続

発見された遺体については、死体取扱規則(昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号)、海上保安庁死体取扱規則(昭和 45 年)の規定により、警察官又は海上保安官は所要の死体見分調書等を作成した後、遺族又は村長へ引き渡すものとし、村長はその後必要に応じて遺体の処理を行うものとする。

(2) 遺体の安置

ア 納棺、仮葬祭用品等の確保

福祉対策班は、村内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。

イ 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

ウ 遺体の一時安置所の開設

福祉対策班は、村立体育館、公民館、学校、寺院等適切な場所を選定し、一時安置所を設置するものとする。その際、福祉対策班は一時安置所を開設した旨の広報を実施し、身元の確認及び遺体引受人を捜索する。

エ 遺体調書及び遺体台帳等の作成

福祉対策班は、遺体見分調書等を引き継いだ遺体について遺体調書(別紙様式 3)及び遺体台帳(別紙様式 4)を作成するとともに、棺に氏名等を添付する。

オ 遺体の引渡し方法

遺族その他により遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体調書、遺体台帳により整理の上引き渡すものとする。

カ 火葬に関する相談窓口の開設

福祉・健康支援班は、遺体の一時安置所において、火葬に関する相談窓口をもうけ手続などの相談に応じる。その際に、遺体調書等をもとに火葬許可書を容易に発行できるよう体制を整える。

5 遺体の埋(火)葬

身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができない者などに対しては、埋葬台帳(別紙様式 5)を作成し、

本部長の許可を得て応急的な遺体の埋葬を実施する。

また、納骨は遺族が行うものとするが、身元不明の遺骨は、1年以内に引き取り人が判明しない場合、身元不明者取扱いとして村長が実施する。

6 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

被災者の搜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は本章第15節災害救助法適用計画に基づくものとする。

(1) 災害にあった者の救出

ア 対象者

対象者は災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者を搜索し救出するものである。

イ 費用

救出のために支出する費用は、救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にあった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の搜索

ア 対象者

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

搜索のために支出する費用は、搜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

遺体の搜索は、災害発生の日から10日以内とする。

別紙様式 1

行方不明者届出票		届出年月日		年 月 日			
		受付番号					
		受付者氏名					
種別	1 行方不明者		2 身元不明遺体		3 その他		
氏名			性別	男 ・ 女		年齢	
本籍							
現住所							
遺体の現場							
届出人 (氏名)							
(住所)							
(電話)							
(行方不明者等の続柄)							
識別事項(着衣、所持品、身長、体格等)							

別紙様式 2

捜 索 者 名 簿

NO _____

整理 番号	届出 年月日	捜 索 者								届 出 者			備 考
		行政区	住 所	氏 名	年 齢	性 別	身 長 (cm)	体 重 (kg)	着衣その他の特徴	住 所	氏 名	捜 索 者 との関係	
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												

別紙様式 3

遺体調書

安置署名		受付番号	
搜索収容者			
遺体の種別	1 身元不明遺体	2 遺体引受人のない遺体	3 その他
遺体発見日時	年	月	日 時 分頃
遺体発見場所			
遺体の身元	本籍		
	住所		
	氏名	性別	男・女 年齢
	識別事項(着衣、所持品、身長、体格等)		
遺族その他関係者	現住所(避難先)	連絡先 ()	
	氏名	(死亡者との続柄)	
	遺体の引受け		
	遺体の引取り		
検視(検分)日時	年 月 日 分	検視(検分)者	
検案日時	年 月 日 分	検案医師	
火葬許可書公布日	年 月 日	火葬日	年 月 日
(所持品の処理)	(備考)		

別紙様式 3

遺体調書

安置署名		受付番号	
搜索収容者			
遺体の種別	1 身元不明遺体	2 遺体引受人のない遺体	3 その他
遺体発見日時	年 月 日 時 分頃		
遺体発見場所			
遺体の身元	本籍		
	住所		
	氏名	性別	男・女 年齢
	識別事項(着衣、所持品、身長、体格等)		
遺族その他関係者	現住所(避難先)	連絡先 ()	
	氏名	(死亡者との続柄)	
	遺体の引受け		
	遺体の引取り		
検視(検分)日時	年 月 日 分	検視(検分)者	
検案日時	年 月 日 分	検案医師	
火葬許可書公布日	年 月 日	火葬日	年 月 日
(所持品の処理)			(備考)

遺 体 台 帳

NO _____

遺体調査 番号	死亡者氏名	洗浄等の処置費			遺体の一時 保存(円)	検案料 (円)	実支出額 (円)	備 考
		品名	数量	金額(円)				

埋 葬 台 帳

NO _____

遺体調書 番号	死亡者氏名	埋葬を行なった者		埋葬費				備 考
		死亡者との 関係	氏名	棺 (付属品含む)	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	

※ 埋葬を行なった者が村長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入すること。
 村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨備考欄に記入すること。
 埋葬を行なった者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を備考欄に記入すること。

第 2 2 節 障害物の除去計画

この計画は、災害のため村民又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障をおよぼしている場合に、これの除去に関するものとする。

1 実施責任者

住家又はその周辺に運ばれた土石、木材等の障害物の除去は村長が行う。担当は、都市建設対策班とする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

また、障害物が公共的な施設やその他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2 除去の方法等

実施責任者は、自らの応急対策機材を用い又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 除去の対象者

障害物の除去は居室、炊事場所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自ら資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

障害物の集積場所は、付近遊休地を利用するか、中城村北中城村清掃事務組合所管施設(ごみ処理)あるいは、産業廃棄物処理場を利用するものとする。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることを原則とする。

(4) 費用及び期間

障害物の除去のため支出できる費用はロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とする。期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、災害救助法が適用された場合は本章第 15 節災害救助法適用計画に基づくものとする。

第 2 3 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を実施し、被災村民の住居の確保を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等は村長が行う。担当は、都市建設対策班とする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 対象者

住家が全壊(焼)又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

(2) 設置戸数

設置戸数は、住家が全壊(焼)又は流失した世帯数の 3 割以内とし、該当者の選定は、生活能力が低い者より順次選ぶものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引上げをすることができる。

(3) 設置場所

設置場所は原則として、村長が選定する場所とする。

(4) 規模及び費用

応急仮設住宅の一戸あたりの規模は 29.7 m²(9 坪)を基準とし、一戸建、長屋建、アパート式建築等、状況に応じた構造とする。設置費用は整地費、建築費、附帯工事費、人件費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含め、一戸当たり平均 2,387,000 円以内とする。

(5) 着工及び供与期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、被災者に当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内(最高 2 年)とする。

(6) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に配慮した住宅建設を考慮する。

(7) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の入居を優先するものとする。

(8) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 戸数

住家が半壊(焼)した世帯数の3割以内とする。該当者の選定は、生活能力の低い者より順次選ぶものとする。

(3) 規模及び費用

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とし、修理のために支出できる費用の限度は、1世帯あたり520,000円以内とする。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は村長が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとする。

(5) 期間

住宅の応急修理は、災害発生日から1ヶ月以内に完成するものとする。

第24節 教育対策計画

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

(1) 村の役割

ア 村立小中学校その他の文教施設の災害復旧は村が行う。

イ 村立小中学校児童生徒に対する応急教育は村教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は村で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。

ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として村長が行う。

2 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね以下の要領によるものとする。

(1) 小中学校

ア 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

(ア) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

(イ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(ウ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

(エ) 村教育委員会は、応急教育にあたって村内に適切な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

イ 教科書、教材及び学用品の支給方法

(ア) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

村は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、村からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

(イ) 支給

① 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。

② 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市町村又は本人の負担とする。

ウ 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

3 学校給食対策

村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

5 り災児童・生徒の保健管理

村は、り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 村指定の文化財は、村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

第 2 5 節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1 高圧ガス類

(1) 高圧ガス保管施設責任者

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 村の措置

村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

(3) 県の保安措置

県は、次の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

第26節 労務供給計画

この計画は、災害時における応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合の、必要な労務者及び職員等の確保について定める。

1 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な労務者の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

ただし、労務者の確保が困難な場合の必要な雇用は村長が行う。

2 職員派遣の要請

(1) 職員派遣の要請

ア 村長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、又は他の市町村長に対し職員の派遣を要請するものとする。

イ 村長は職員の派遣の要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

- (ア) 派遣を必要とする理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣の斡旋

ア 村長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関又は職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

イ 村長は職員派遣の斡旋を求める場合には (1) のイの要請に準じた文書をもって行うものとする。

3 一般労働者供給の方法

(1) 供給手続き

村長は、沖縄公共職業安定所長に対し、次の事項を明示し、労務者の供給を依頼するものとする。

- ア 作業内容及び種別
- イ 労働期間・時間
- ウ 必要労働者数
- エ 就労場所

オ 賃金

カ その他必要な事項

(2) 賃金の基準

賃金の基準は中城村の臨時職員の賃金に、災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 労務者の輸送

労務者の輸送は原則として村の車両によって行うものとする。

4 従事命令・供給命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

ア 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	村長
		〃 第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条第 3 項	自衛官(村長の職権を行う者がその場にいる場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官(警察官がその場にいる場合)
災害救助法作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知事
	協力命令	〃 第 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助法を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 村長(委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第 25 条	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長

※ 知事(知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む)の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

イ 命令対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の村民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事者の管理者その他関係者
消防法による消防職員 消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

県又は村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。(災害対策基本法第 82 条第 1 項)

(3) 傷害等に対する補償

村は従事命令(警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む)により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、村は災害対策基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(災害対策基本法第 84 条第 1 項)

(従事命令、協力命令)

従事第 号	公 用 令 書	住所 氏名
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき次のとおり 従事 協力を命ずる。		
年 月 日		
処分権者 氏名		印
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

(保管命令)

保管第 号	公 用 令 書	住所 氏名		
第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名		印		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

(管理、使用、収用)

管理（使用、収用）第 号							
公 用 令 書							
						住所	
						氏名	
第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり						管理	を使用する。
						収用	
年 月 日							
						処分権者 氏名	印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

(変 更)

変更第 号			
公 用 変 更 令 書			
			住所
			氏名
第 71 条 災害対策基本法第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)			
に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。			
年 月 日			
			処分権者 氏名
			印
変更した処分の内容			

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

(取 消)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所

氏名

第 71 条

災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)

に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、

これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

第 2 7 節 民間団体協力計画

この計画は大規模災害発生時に、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を得るものとする。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は村長が行う。担当は総務対策班及び福祉対策班とする。なお、大規模災害等により本村において処理できない場合は、被災を免れた近隣市町村に協力を求めて行うものとする。

2 協力要請団体

- (1) 各字自治会
- (2) 女性団体
- (3) 青年団体
- (4) その他各種団体

3 協力の要請

(1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要事項

(2) 協力を要請する作業内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、概ね次のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当るものとする。

- ア 被災者の救出、又は災害復旧等の作業の応援
- イ 災害後の炊出し、給水活動の応援
- ウ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕活動
- エ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕活動
- オ その他危険の伴わない災害応急措置の応援

第28節 ボランティア協力受入計画

大規模災害発生時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備するものとする。

1 ボランティア受入れ体制の整備

本村は社会福祉協議会、日本赤十字社等と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるように受入れ体制を整備する。

また、受入れに際しては、老人介護や外国人との会話能力等、技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護(医師、看護師、助産師等)
- イ 無線による情報の収集・伝達(アマチュア無線通信技術者)
- ウ 外国人との会話(通訳及び外国人との会話能力を有する者)
- エ 住宅の応急危険度判定(建築士)
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 簡易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ク 避難所の管理運営支援

3 ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

- ア ボランティア本部(本庁又は他の公共施設)

* 本部の役割

- (ア) ボランティアの活動方針の検討
- (イ) 全体の活動状況の把握
- (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
- (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
- (オ) 各組織間の調整(特に行政との連絡調整)
- (カ) ボランティア活動支援金の募集、分配

イ 地区活動拠点(公共施設等)

* 地区活動拠点の役割

- (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
- (イ) 一般ボランティアの受付、登録(登録者は本部へ報告)
- (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション
(ボランティアの心得、活動マニュアル)
- (エ) ボランティアの派遣
- (オ) ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネーション
- (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等
村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、
情報の共有化を図る。なお、ボランティア組織の必要情報だけでなく、村民に対する
震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村はボランティア保険の加入に際して、金銭面の必要な支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、
ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第 2 9 節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が調整のうえ行うものとする。

2 施設の防護

(1) 道路施設

本村の管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を中部土木事務所長へ報告するものとする。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害の内容及び程度
- ウ 迂回道路の有無

自動車の運転者、地区の村民等が、決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに村長へ報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

(2) 港湾漁港施設

村長は管理する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び次の事項を中部土木事務署長に報告するものとする。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害内容及び程度
- ウ 泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾施設

港湾管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事

(1) 応急工事の体制

- ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

① 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

② 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の市町村へ応援を求め、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

(ア) 排土作業又は盛土作業

(イ) 仮舗装作業

(ウ) 障害物の除去

(エ) 仮道、さん道、仮橋等の設備

また、被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第30節 ライフライン等施設応急対策計画

1 電力施設及び電気通信施設応急対策計画

(1) 電力施設応急対策実施方針

電力施設に関する災害応急対策計画については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

(2) 電気通信施設応急対策計画

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めたととき、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。

2 ガス施設応急対策

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所(以下「販売店」という。)は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に LP ガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間に関する連絡は、消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

3 上水道施設応急対策

上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水等の活用など速やかに応急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

ア 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所的重要度等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

イ 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。また、一般住宅の給水装置の復旧は、その所有者から修繕の申し込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、福祉施設等を優先して実

施する。

(2) 広域応援の要請

村は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況をふまえて、県内の水道事業者等及び関係機関に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、水道事業者は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確保を図るとともに、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期について広報に努める。

4 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序についてはポンプ場、幹線管梁等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管梁、取付管等の復旧を行う。

(1) 復旧の実施

ア ポンプ場等の復旧

ポンプ場等において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに施設の機能回復を図る。

イ 管梁施設の復旧

管梁施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第 3 1 節 農林水産物応急対策計画

災害時における農林水産物及び家畜の応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

1 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策は村長が行う。担当は農林水産対策班とする。

2 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

村は台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、ただちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、沖縄県農業協同組合中城支店、佐敷中城漁業協同組合中城支所、自治会長等を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

村は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、ただちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、沖縄県農業協同組合中城支店、佐敷中城漁業協同組合中城支所、自治会長等を通じて事後対策について指導を行うものとする。

3 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、沖縄県農業協同組合中城支店へ必要種苗の確保を要請するとともに県へ報告する。

(2) 病虫害防除対策

災害により、病虫害が異常発生し又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の具体的な防除の指示に従い、病虫害緊急防除対策を樹立し、沖縄県農業協同組合中城支店と連携をとりながら農作物に対する管理指導を行う。

4 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。また、村は必要に応じ避難場所の選定、避難の方法について事業者と事前調整を図っておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して村は、県と獣医師会の協

力を得て必要な防疫を実施するものとする。死亡家畜については村に届出を行わせるとともに、遺体の埋没又は焼却を指示するものとする。

ア 被災家畜に伝染病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、県に防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急予防措置をとるものとする。

イ 災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、県に対し診療班の派遣を要請するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難になったときは、県又は沖縄県農業協同組合に対し必要数量の飼料の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

5 水産物応急対策

台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船道具等を安全な場所に避難させるものとする。また、村は必要に応じ、避難場所の選定、避難の方法について漁業関係者と事前調整を図っておくものとする。